

(6) 地球規模の諸問題への取組

- 7 3 人間の安全保障の推進
- 7 4 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組
- 7 5 国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力の推進
- 7 6 難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組
- 7 7 地球環境問題への取組
- 7 8 京都議定書の早期発効のための働きかけと全ての国の参加する共通ルールの構築
- 7 9 国際機関における邦人の参加促進と邦人職員数の増加

7 3 人間の安全保障の推進

評価責任者	総合外交政策局国際社会協力部国連行政課長 南 博
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 26 日
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>わが国外交の重要な視点としている「人間の安全保障」は、21世紀において国際社会が進むべき方向性を示す重要な考え方。小渕内閣以来推進してきているが、平成15年5月に人間の安全保障委員会が最終報告書を公表し、その中で人間の安全保障について国際社会が取り組むべき課題についての提言を出したことを踏まえ、わが国から発信する新しい考え方としての人間の安全保障の概念普及と現場での実践を推進し、もってこの分野におけるわが国の国際社会における貢献を印象づけるとともに、わが国対外政策に重要な付加価値を与えるもの。</p> <p>そうした「人間の安全保障」の考え方の普及と現場での実践が、どの程度まで促進されたかを評価するものである。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>人間の安全保障は、平成6年の国連開発計画による「人間開発報告」で初めて取り上げられた概念であり、グローバル化の急進に伴い多様化・深刻化する人々への脅威に対し、人間一人一人の保護と能力強化を通じて、社会づくり、国づくりをめざすものであって、国家の安全保障を補完するものである。小渕内閣以来、わが国外交の重要な視点として積極的に推進しており、人間の安全保障委員会の最終報告書公表と前後して、わが国として以下のような方策をとってきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 人間の安全保障基金の運営を通じた「人間の安全保障」の視点に立った人間の生存、生活、尊厳に対する脅威に取り組む国際機関のプロジェクトの推進 (b) シンポジウム、各種媒体等による広報を通じた「人間の安全保障」の考え方の広報 (c) 国際会議、二国間会談等外交のあらゆる場を通じた人間の安全保障の普及促進 <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>人間の安全保障は、国際社会においてまだまだ完全に普及したとはいえない状況にあり（人間の安全保障については、わが国の考え方とは異なる別の立場をとる国（例えば、「人間の安全保障ネットワーク」諸国）や、人間の安全保障の考え方を受け入れるのに慎重な国々もあり、人間の安全保障を推進するに当たっては、日本政府として力を入れて取り組む必要性がまだ多く存在する。</p> <p>また、その一方で、人間の安全保障の考え方は、わが国がリーダーシップを発揮して打ち出している21世紀にふさわしい理念であり、やはりわが国が推進している人間の安全保障基金の実施と併せ、各国（特に基金案件実施国）、国際機関から高く評価されている。日本政府として、引</p>	

き続き人間の安全保障分野で指導力を発揮することにより、国際協力をはじめとする分野におけるわが国の発言権を確保し、リードしていくことが重要。

(2) 有効性

わが国の働きかけの結果、以下の通り国際場裏で人間の安全保障についての理解が普及・促進された。

(a) 平成15年6月 G8エピアン・サミット

小泉総理によるサミットの間での発言の結果、サミット議長総括に言及。

(b) 平成15年8月 日・ポーランド首脳宣言

小泉総理のポーランド訪問の際、両国で人間の安全保障を推進するために協力することが合意された。

(c) 平成15年9月・10月 TICAD (第3回アフリカ開発会議、わが国主催)

人間の安全保障推進で合意。

(d) 平成15年10月 APEC (タイ)

人間の安全保障の推進について閣僚宣言、首脳宣言で言及。

(e) 平成15年12月 日・ASEAN特別首脳会議(東京)

東京宣言及び行動計画で人間の安全保障推進に言及。

また、平成15年12月の人間の安全保障委員会報告書の日本語版出版記念のシンポジウムを通じ、国内における人間の安全保障概念のさらなる普及と外務省の施策に対する理解が深まった(別添新聞記事参考)。

また、人間の安全保障基金により、以下のようなプロジェクトが実施され、人間の安全保障の視点に立った、人間の生存、生活、尊厳に対する脅威への取組が引き続き強化された。

(a) アジア、アフリカを中心に保健、貧困等の分野の19件のプロジェクトに対し、総額1843万2252ドルの支援を実施した(平成15年度承認分)。

(b) 人間の安全保障基金による支援は対象地域、分野などが広範であるために、その全体としての効果を定量的に測定することは困難であるが、個別のプロジェクトについていえば、たとえばタンザニア旱魃及び牧畜地域における初等教育支援プロジェクトの実施により、給食調理用及び飲料用の水確保のための給水計画が実施され、水源より全長5キロの配水管を施設した結果、プロジェクト対象地域において水汲みにかかる時間がそれまでの2時間から15分に短縮されたことが現地視察により確認できた。

(3) 優先性

人間の安全保障は、紛争から開発に至るあらゆる側面を統合的に捉えるという、極めて広範な概念であり、人間の安全保障の考え方を普及させることは、関わり合いのある分野における施策の効率化のためにも最優先で考えるべきものである。そうした中で、人間の安全保障基金を通じ、実際に人間の安全保障の考え方がどのように有効であるか明白に示すことがまずは優先する事項

であり、その上で、あらゆるレベル・チャンネルを通じて人間の安全保障の考え方を普及することが優先的課題であると考えられる。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

人間の安全保障の考え方は、わが国外交の重要な視点として、またわが国が提唱する21世紀における国際社会の進むべき方向性として、引き続き推進していくべきもの。特に、人間の安全保障概念がまだ国際社会において普及しきったということとはできず、国際社会における常識とはなっていないことから、概念の普及活動と、現場における実践はこれからも力を入れていく必要がある。その際、引き続き人間の安全保障基金による現場での実践と、人間の安全保障概念の普及の双方を追求することが重要。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

上記の通り、施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする方針。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

人間の安全保障委員会報告書日本語版出版記念シンポジウムについての新聞記事（2003年12月14日朝日新聞朝刊）。

7. 【備考・特記事項】

人間の安全保障は、わが国外交の理念として広く国際社会に働きかけていくべき課題であり、これを具体的政策に反映していくためには長期的視点に立った取組みが求められる。その際、必ずしも短期に政策の効果を把握することはできない点に留意する必要がある。また、人間の安全保障の推進にあたっては、多くの国や国際機関が関係し、かつ省庁横断的な取組が必要であることから、外務省の施策による効果のみを抽出することには困難が伴う。

7 4 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組

評価責任者	総合外交政策局国際社会協力部 国連行政課専門機関行政室 敏蔭正一
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 26 日
<p>1. 【評価を行う目的】</p> <p>世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）を通じたわが国の感染症対策への取組の概要を示し、その有効性を検証することによって国民への説明責任の一端を果たす。</p> <p>2. 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>世界の三大感染症といわれるエイズ、結核、マラリアの蔓延により、アフリカ、アジア等の途上国を中心に毎年600万人の生命が奪われており、エイズだけでも現在の感染者数は世界で4000万人前後に達し、特に近年はアジア地域において急速に感染が拡大している（平成15年WHO年次報告）。これらの感染症の大規模な蔓延は、途上国の就労人口の維持や将来の国造りを担う青少年の育成をも危うくする深刻な影響を及ぼしており、途上国の経済・社会開発への重大な脅威となっている。</p> <p>このような現状に対し従来から国際社会は、二国間、多数国間の様々な援助枠組みを通じて途上国への対策支援を実施してきたが、結核はアジアを中心に、マラリアはアフリカを中心に依然として感染拡大が続いており、国連によればエイズについては、サハラ以南アフリカのみならず今や中国、インド、インドネシア等のアジア地域への感染拡大が深刻に懸念されるに至っている。これら感染症の予防、治療、ケアについては、エイズ治療を含めて有効な対策が技術的に利用可能となっているが、こうした対策支援を有効に実施するためのリソース（資金、人材）が大幅に不足していることから、これまでの途上国における予防等の活動を改善していく余地は引き続き大きい。</p> <p>こうした中で、平成12年のG8九州沖縄サミットにおいては、地球規模の感染症対策の強化が緊急の開発課題であるとの認識の下、途上国の感染症対策を支援するためのリソースの動員増強の必要性が唱われ、その後のサミット・プロセス、国連エイズ特別総会（平成13年6月）等での議論を経て、エイズ、結核、マラリアの予防、治療、ケアについて途上国の取組を支援する新たな資金供与機関として「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」が平成14年1月、スイスのジュネーブに設置されることとなった。わが国は、沖縄サミット以来、感染症対策への取組強化を国際社会に訴え、同サミットに際しては独自に5年間30億ドル規模の「沖縄感染症対策イニシアティブ」を発表したが、その後の世界基金の創設にも米国等とともに主導的な役割を果たし、基金発足後においては、最高意思決定機関たる理事会のメンバーとして世界基金の効率的な管理、運営に積極的に貢献している。世界基金へのわが国の具体的な貢献は次の通りである。</p> <p>(a) 資金的貢献</p>	

- ・平成13年6月末、小泉総理は日米首脳会談において世界基金への2億ドルの拠出誓約を行った。これに基づき、わが国は平成14年度までに約8000万ドルを拠出し、平成15年度には既に拠出済の8000万ドルを含め、約8500万ドルを拠出の予定である。
- ・さらに、平成15年12月の日・ASEAN特別首脳会議において、小泉総理は同基金に早急に追加拠出することとし、平成16年に1億ドルまでの拠出を行う旨表明した。これにより、わが国は世界基金に総額で約2億6500万ドルの拠出を誓約した。

(b) 人的貢献

基金設立後、平成15年1月まで日本理事は理事会副議長を務め、基金メカニズム、インフラ整備に積極的に貢献した。現在もわが国は理事国として基金の意思決定に継続的に関与している。また、世界基金事務局に職員（アジア部長）を派遣している。

(c) 基金の管理運営

基金発足に際しては、基金のあり得べき組織・機構に関する独自の具体案をいち早く提出して準備プロセスの促進に貢献するとともに、基金活動に関する基本方針の決定等に際しても、資金支援において三つの感染症間のバランス、予防、治療、ケアのバランス、アフリカ、アジア等の支援対象地域のバランスに配慮すべきことを基本原則とすることを強く主張し、理事会での合意を取り付けたことを始め、健全な財政管理を確保する観点から理事会の承認した支援申請案件の実施をキャッシュ・フローの範囲内にとどめる等の原則を打ち立てるなど、基金の管理運営面でも重要な貢献をし、理事会を通じたわが国の貢献は米その他主要理事国からも高い評価を得ている。

3. 【施策の評価の観点と効果の把握】

(1) 必要性

わが国は平成12年7月の九州沖縄G8サミットにおいて沖縄感染症イニシアティブを発表し、開発における感染症対策の重要性を一貫して国際社会に訴えてきた。このようなわが国の努力によって感染症対策の重要性への認識が国際的に喚起され、平成13年の国連エイズ特別総会やG8ジェノバ・サミットを経て、平成14年1月の世界基金の設立に結実した。平成15年のエビアンG8サミットで採択された行動計画の中でも世界基金への支援が再確認され、世界基金に対する支援を増加するよう呼びかけが行われた。

このように、世界基金の設立を含む三大感染症対策は主要諸国首脳の強力なイニシアティブによって推進されてきており、今後とも国際社会が全体として取り組むべき世界的課題として重要性を増していくと考えられる。このような状況の中、三大感染症の現状と世界各国の対応を踏まえつつわが国が時宜を得た適切な対応を行っていくためには高度な外交的判断が必要とされる。

わが国は世界基金におけるアジア唯一のドナー国として世界基金の最高意思決定機関である理事会において影響力を行使し、世界基金の安定した持続的運営のための厳格な資金管理の必要性、支援が特定の地域や疾病に偏ることのないよう、支援の地域間バランス、三大感染症間のバランス、予防・治療・ケア間のバランスの三つのバランスが重要であることを主張していく。

(2) 有効性

世界基金は、平成14年1月の設立以来の僅か2年間に3次にわたる案件承認を通じ、エイズ、結核、マラリア対策支援として、既に121カ国、228案件(総額20.5億ドル)への資金支援を決定している。支援対象案件の内容は、これら三大感染症の予防、治療、ケアを直接支援する医薬品等の医療資機材の供与、人材育成等が中心となっている。

平成14年4月の第1次支援案件と平成15年1月の第2次支援案件が完全に実施された場合、次のような大きな成果が期待される。

エイズ対策では40万人以上のアフリカのエイズ患者に抗エイズ薬を配布(現状は5万人配布)し、予防面では3100万人以上に自発的カウンセリングと感染検査を実施し(現状は300万人)、50万人以上のエイズ孤児に医療サービス、教育等が実施される。結核対策では200万人の新規感染を診断して治療を提供し、薬剤耐性結核治療が1万1000人に実施される(現状は4000人)。マラリア対策ではアフリカの8カ国において耐性マラリアの治療に必要な混合薬剤を360万人に配布(現状は1万人)し、予防に不可欠な5100万帳の防虫加工蚊帳が配布される(現状は400万帳)。

これらは世界的な三大感染症対策の観点から極めて大きな前進であると評価できる。

世界基金は設立の理念において効率的事業の推進を謳い、実際の途上各国に対する資金供与に際しては、プロジェクトの進捗と実施機関の首尾を厳格に評価する仕組みを備えており、この原則を満たさないプロジェクトには資金供与が停止されるため、結果的に効率的事業だけが推進されることとなる。

同じく、世界基金は無駄のない小規模の管理運営組織の維持を謳っており、約80名という少数の専属職員で上記のような成果を上げたことは、世界基金事務局が効率的に機能していることを示していると言える。

(3) 優先性

上記2.の三大感染症の蔓延状況からして、三大感染症対策はもはや、一刻の猶予も許されない最優先課題の一つであることに加え、途上国の開発と貧困削減を外交上の重点政策に掲げるわが国にとり、世界基金支援の重要性は極めて大きい。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

感染症対策にはねばり強い長期間にわたる世界全体としての取組が不可欠であり、世界基金にも将来長きにわたる持続的運営が強く求められる。

上記2.(1)のとおり感染症対策にイニシアティブを発揮し、世界基金設立の淵源をもたらしたわが国として、今後の世界的な三大感染症の蔓延状況及び各国の拠出誓約状況を勘案しつつ、将来にわたり世界基金に応分の拠出と貢献を行っていく必要がある。

5 . 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

今後の世界的な三大感染症の蔓延状況及び各国の拠出誓約状況を勘案しつつ、今後とも然るべき拠出水準の確保を目指し予算要求努力を鋭意行う。

6 . 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

(1) 邦字紙報道

- 平成15年 7月17日付朝日新聞(世界基金支援国際会合)
- 平成15年 7月18日付産経新聞(世界基金支援国際会合)
- 平成15年 7月17日付読売新聞(世界基金支援国際会合)
- 平成15年 7月17日付朝日新聞(世界基金支援国際会合)
- 平成15年 8月9日付朝日新聞(コラム)
- 平成15年 9月24日付朝日新聞(HIV/AIDS国連総会本会議)
- 平成15年12月14日付朝日新聞(世界基金事務局長訪日)
- 平成15年12月24日付東京新聞(中国のHIV/AIDS禍)

(2) 英文紙報道

- 平成15年 7月14日付Newsweek(HIV/AIDSの現状)
- 平成15年 7月18日付International Herald(世界基金支援国際会合)
- 平成15年 9月3日付NY Times(アフリカのHIV/AIDS)
- 平成15年 9月18日付International Herald(アフリカのマラリア禍)
- 平成15年10月17日付Washington Post(世界基金)

(3) 世界基金資料

- 世界基金パンフレット(英文)
- 世界基金年次報告(英文)
- 世界基金Newsletter(英文)
- Global Fund Observer Newsletter(英文)

(4) その他資料

- UNAIDS年次報告(2003年版、英文)
- WHO, Global defence against the infectious Disease threat(2002年版、英文)
- Resource Needs for HIV/AIDS, Science Magazine, 29 June, 2001
- 外務省『平成15年度ODA白書』
- 外務省『平成15年度外交青書』

7 . 【備考・特記事項】

本件施策の成果は三大感染症対策予防・治療・ケアの対象人口の拡大等の形で定量的把握は可能であり、世界基金事務局も成果の検証・評価を極めて重視し、M/E戦略・システムを策定しているが、具体的成果検証までは今後数年間の時間を要する。

7 5 国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力の推進

評価責任者	総合外交政策局国際社会協力部人権人道課長 嘉治 美佐子
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 26 日
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>わが国の人権外交を推進するに当たり、これまでの施策の妥当性を検討する。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>自由と民主主義という価値を主要国と共有する日本にとっては、グローバル化する国際社会における人権の保護・促進の問題への取組は、重要な課題である。このため、伝統的に人権を扱ってきた国際フォーラムにおける取組に積極的に参加すると同時に、わが国自身のイニシアティブとして、各国との人権協議・人権対話や、市民社会との対話を推進している。</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>人権の擁護・促進は、国家が果たすべき最も基本的な責務である。また、こうした人権問題を各国の純然たる内政問題としてではなく国際社会の正当な関心事項として捉え、わが国も世界各地の人権侵害を阻止し改善に向けて働きかけることが、国際社会の責任ある一員としての責務である。また、わが国国内においても、人権外交についての市民社会の関心は高く、これまでNGOとも協力しつつ、人権向上のための各種セミナー・シンポジウムを実施している。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>国際社会の人権擁護・促進にわが国としても積極的に貢献するとの観点から、国連人権委員会等の主要人権フォーラムのメンバー国として積極的に活動し、また国連人権関係基金への拠出を通じて各国の人権擁護・促進に協力している。3月～4月に開催された国連人権委員会では、新たに提出された北朝鮮の人権状況決議において、わが国は共同提案国としてその採択に積極的に貢献し、これら問題についての国際社会の関心を喚起した。特に、人権状況が国際的に懸念されている国々を対象に、わが国自身のイニシアティブで推進してきた二国間の人権対話（2月・スーダン、5月・イラン、キューバ）や、8月のスーダンにおけるFGM（女子性器切除）撲滅シンポジウムといった試みは、当該国における人権状況の改善に向けた重層的な働きかけの一環として位置づけられている。</p> <p>また、わが国自身の人権問題の取組についても、主要人権条約の義務を誠実に履行し、人権意識の向上に貢献してきている。7月にはわが国提出の第4回・第5回女子差別撤廃条約日本政府報告に基づく審査が実施され、国内でも関心をひいた。</p>	

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

世界各地で人権の擁護・促進の問題が国際関係を左右する要素の一つとして拡大している中、わが国としてもこうした取組を継続していく必要がある。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

人権分野におけるわが国の取組をより一層効果的に実施するための人的予算的体制を確保していく。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・ 外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>)
- ・ 国際連合ホームページ(<http://www.un.org/>)
- ・ 各種報道（特に北朝鮮の人権状況に関わるものとして、4月17日付読売新聞社説、同産経新聞社説等）

7. 【備考・特記事項】

人権の擁護・促進は、一般的にその度合いを定量的に把握することは困難であり、また即時に各種施策の効果があらわれるものでもなく、その評価には長期的な視点を要する点に留意する必要がある。なお、そうした中でわが国のスーダン等へのアプローチは、具体的行動を惹起しうる試みとして、日本流プラグマティズムとして評価されている。

7 6 難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組

評価責任者	総合外交政策局国際社会協力部人道支援室長 足木 孝
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 26 日
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組についてその概要を示すことにより、国民に対する説明責任の一端を果たす。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>難民・国内避難民等に対する人道支援を通じ、地球規模で発生している人道問題の解決に取り組む。</p> <p>(a) 人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府への政策提言・協力を行いつつ、現地のニーズに基づいた人道支援の実施</p> <p>(b) 難民の本邦定住促進等のための事業の実施、及び関係省庁、NGO等との連携</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>(a) 世界各地における難民・国内避難民等の存在は、人道上の問題であると同時に、関係地域ひいては世界全体の平和と安定に影響を及ぼしかねない問題となっている。わが国は、国際社会の責任ある一員として、難民・国内避難民等に対する人道支援を国際貢献の重要な柱の一つと位置づけ、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 等の国連・国際機関を通じ、現地のニーズに基づいた積極的な支援を行っている。</p> <p>また、国連・国際機関との緊密な連携を図り、人道支援の在り方について政策提言、協力を行うことで、わが国の意見・政策を国際社会に積極的に反映させていく必要がある。</p> <p>(b) 国内における難民対策は、わが国が国際社会の一員として難民問題解決のため行う国際協力の一環として、昭和54年7月13日付け閣議了解「インドシナ難民対策の拡充・強化について」に基づき開始されたものである。その後、国内における難民認定者（条約難民）数の増加、海外においてわが国の顔の見える難民支援を行う必要性の増加等の諸事情に鑑み、国内対策の整備及び国際的責務を果たすとの観点から施策の拡充が図られている。現在、インドシナ難民及び難民認定者（条約難民）の定住促進、難民認定申請者に対する援助等の事業を（財）アジア福祉教育財団に業務委託して実施している。</p> <p>また、国内における難民対策では、関係省庁、国内難民支援NGO等との緊密な連携が重要であることから、今後の支援の在り方についての検討を行うことを目的として、内閣官房主催の難民対策連絡調整会議の場等を通じ、国内難民対策等についての意見交換、検討を行っている。</p> <p>わが国の顔の見える難民支援の観点から、これら施策の積極的な実施が必要である。</p>	

(2) 有効性

(a) 人道支援分野におけるわが国政策を反映させることを目的として、国連・国際機関主催の各種会議に、外務本省職員、在外日本大使館員が随時出席し、事務局及び参加各国と緊密に協議することは、わが国の政策を決定する上で効果的であった。例えば、わが国は、平成15年4月9日、国連から発出された対イラク緊急統一アピール等に応じて、国連世界食糧計画(WFP)に対し約256万人を対象に、約15億8844万円(コメ1万トン、大豆7000トンの食糧支援)、赤十字国際委員会(ICRC)に対し約32万人を対象に、約9億7600万円(生活物資配布、水施設整備、医療支援)、国連児童基金(UNICEF)に対し約80万人の子供を対象に、約6億8930万円(水、衛生、教育、児童保護物資、産科診療機材等支援)の拠出を決定し、現地のニーズに基づいた緊急人道支援を実施することができた。

さらに、国連・国際機関の幹部の来日により、効果的な意見交換・政策提言を行うことができた。平成15年度、UNHCRからは、ルベルス難民高等弁務官(国際シンポジウム「アフリカにおける難民」開催)、ビルベール対外情報総局長、ヴェッテルヴァルド資金調達部長(中堅指導者招へい)、モジャン難民高等弁務官補(第6回日・UNHCR政策対話)が来日した。また、WFPからはモリス事務局長(TICAD 出席)、シズル事務局次長(中堅指導者招へい)、グレース事務局次長(リクルートミッション)、パウエル事務局次長(第1回日・WFP政策対話)が来日、さらに国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)からハンセン事務局長が来日し、政策協議を行い緊密な関係を築いている。また国際機関幹部の来日時に種々の講演会及び公開シンポジウムを開催することで、国民の人道問題についての理解が深まり、問題の恒久的解決に向けた支援について共通の認識が得られた。

(b) わが国に定住を希望するインドシナ難民及び難民認定者(条約難民)がわが国社会に円滑に適應できるよう、定住促進プログラムを実施する国際救援センター(東京都品川区所在)を運営するなど難民の日本における自活援助及び定住促進に必要な業務を(財)アジア福祉教育財団に委託して実施した。平成14年末までにわが国は約1万1000人のインドシナ難民を受け入れ、15年度からは難民認定者(条約難民)に対する定住支援も開始した。

また、わが国において難民認定申請を行っている者のうち、生活困窮の度合いが高い等支援を必要とする者に対し、難民認定申請に対する結果が判明するまでの間生活面での支援を行うため、生活費その他の必要経費の支給、緊急宿泊施設の提供、生活状況の把握及び生活指導等を(財)アジア福祉教育財団に委託して実施し、難民認定申請者のうち、生活困窮の度合いが高い等支援を必要とする者に対して所要の支援措置を講じることができた。

さらに、内閣官房主催の難民対策連絡調整会議の場等を通じ、国内難民対策についての意見交換・検討を行うとともに、NGO等との意見交換を実施し、より実情に即した国内難民等に対する今後の支援の在り方について検討を行うことができた。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

(a) 難民・国内避難民等への人道支援は、国際社会が最優先して取り組むべき課題であり、わが

国も、国際社会の責任ある一員として、国際貢献の重要な柱の一つと位置づけて実施してきた。今後とも、国連・国際機関と緊密な連携を取りつつ、政策提言を行うと共に、現地のニーズに基づいた効果的な人道支援を引き続き実施する必要がある。

(b) 日本に定住を希望する難民に対して所要の定住促進事業を実施し、難民認定申請者のうち生活困窮の度合いが高い等支援を必要とする者に対して所要の支援措置を講ずること等は、人道的観点及びわが国の顔の見える国際協力の観点からも引き続き実施が必要であり、また、平成14年5月の瀋陽総領事館での駆け込み事件以降、難民支援の気運が高まり、わが国の難民対策の強化が求められていることなどからも、これら施策を継続して実施する必要がある。

5 . 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作業の際の参考とする予定である。

6 . 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・ UNHCR Global Appeal 2004 / Global Report 2003
- ・ 昭和54年7月13日付け閣議了解「インドシナ難民対策の拡充・強化について」
- ・ 平成14年8月7日付け閣議了解「難民対策について」
- ・ 難民事業本部案内（平成15年4月版）

7 . 【備考・特記事項】

特になし。

7 7 地球環境問題への取組

評価責任者	総合外交政策局国際社会協力部地球環境課長 伊藤康一
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 26 日
1 . 【評価を行う目的】 <p>地球環境問題への取組状況についてその概要を示すことにより、国民に対する説明責任〔アカウンタビリティ〕の一端を果たす。</p>	
2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】 <p>グローバル化の進展は、国境を越えた人・モノ・サービス等の移動を加速・拡大し、大きな経済的恩恵をもたらしている。その一方で、そうした恩恵は必ずしもすべての国や人々が均等に享受しているものではない。例えば、貧富の格差といった、いわゆるグローバル化の負の側面も指摘されている。グローバル化の恩恵を、開発途上国を含む国際社会全体が適切な形で享受し、持続可能な開発を実現していくことが極めて重要である。</p> <p>この観点から、持続可能な開発の分野においては、前年度の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（ヨハネスブルグ・サミット）の成果を踏まえた一連の国際的な動きが見られ、わが国も積極的にこれに参画した。</p> <p>また、これと並行して近年、地球温暖化、オゾン層の破壊等の地球環境問題が大きな問題となっている。これらは、人類の生存に対する脅威となり得る地球規模の問題であり、地球環境問題の解決に向けて、日本は「地球規模の共有」（グローバル・シェアリング）という考え方を提唱し、国際社会の連帯を呼びかけてきた。国際社会は、環境問題を解決して行くにあたって上記の持続可能な開発を可能にするため「共通だが差異のある責任」という考えの下、調整を行っている。</p> <p>このような状況の中で、日本は、地球環境問題への取組みを引き続き外交の重要課題の一つと位置づけ、国際的なルール作りへの参画、地球環境問題への取組みの効率化を念頭に積極的に外交活動を展開している。</p>	
3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】	
(1) 必要性 <p>地球環境問題は人類全体に対する脅威と考えられるものであり、日本国民についても例外ではない。地球環境問題を解決し、日本国民を含む国際社会全体の利益を増進するためには、国際社会が一体となって取り組む必要がある。また、これらの施策においては、経済協力の推進や、環境関連条約の遵守促進などの新たな国際枠組の構築が重要となっている。これらを実施していくためには、主務省である外務省は、関係府省と調整を行いつつ主導的な役割を果たしていく必要がある。</p>	

(2) 有効性

平成15年(2003年)は、前年のヨハネスブルグ・サミットの結果を踏まえた一連の国際的な動きが見られた。同サミットの際にアナン国連事務総長は水を最も緊急な課題のひとつとし、また同サミット実施計画に、ミレニアム開発目標にある「安全な飲料水」に加え、新たに衛生分野について「基本的な衛生施設を利用することができない人の割合を平成27年(2015年)までに半減する。」との目標が盛り込まれたこと等をふまえ、日本としては水問題、そして自らの提案で同サミット実施計画に盛り込まれた「持続可能な開発のための教育」に重点を絞って政策を実施した。これらにより、持続的な開発をめぐる取組みについて効果的な参画及び枠組作りの貢献を行うことができ、日本としての考え方も十分伝わってきていると考えている。

また、地球環境問題への取組みについても、様々な環境関連条約の作成交渉に積極的に参画し、その主導に努めた。また、その早期発効を目指して、日本自らが締結することはもちろん、各国に対しても締結を積極的に働きかけている。例えば、日本として平成15年には、国民の身近で使用する物品や環境問題への関心の高まりを受け、遺伝子組換え生物による生物の多様性の保全と持続可能な利用への悪影響を防止することを目的とするバイオセーフティ議定書(カルタヘナ議定書)、と、特定有害化学物質等の国際貿易の手續に関するロッテルダム条約についてそれぞれ国会の承認を受けた。特にバイオセーフティ議定書については、議定書の発効及び批准書の寄託を早急に行った結果、平成16年2月の第1回締約国会議から締約国として参加することが可能となり、このルール作りに参画することができる。

日本は厳しい財政状況の下、次々と環境関連条約の交渉に関わり、その締結及び国会での承認を進めてきた。一方、それぞれの条約がばらばらにその義務の実施を進めていくのではなく、相互に情報を共有し無駄な作業を省いていくいわゆるシナジーの問題が重要視されはじめている。例えば、国連地球環境開発会議(いわゆるリオサミット)を起源として作成されたりオ3条約(砂漠化対処条約、生物多様性条約、そして気候変動枠組条約)の間ではシナジーに向けた議論が積極的になされ、日本としても説明責任、費用対効果の考えから積極的にその効率化に向けて努力を重ねている。

(4) 優先性

上記(2)及び(3)にあるとおり、日本はヨハネスブルグ・サミットの実施計画の中でも水と衛生、そして持続可能な開発に関する教育を巡る問題に着目し、平成15年3月には第3回世界水フォーラム及び関係閣僚会議を日本で開催し、エヴィアンサミット、第3回アフリカ開発に関する東京国際会議へと問題解決に向けて具体的なステップをつくった。また、持続可能な開発に関する教育については、日本の提案により盛り込まれた「持続可能な開発のための教育の10年」を国連の場で主導し、その実施を促進する新たな決議案を平成15年12月に提出、その全会一致による採択にこぎつけた。このように日本は政策を行うに当たって優先順位をつけ、国際社会の理解を得ながらその施策を実施してきている。

また、環境関連条約に関しても、そのルール作り、実施において国民の関心を図りつつ国際場

裏で優先されるべき条約の国会における承認及び締結を進めており、平成15年に国会承認を受けた条約はなかでも優先度の高いものであると考えられる。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

日本は、持続可能な開発の問題については、ヨハネスブルグ・サミットで採択された実施計画の中で国際社会の優先順位の高いもの、または自国として提案し国際社会の合意を得ながら主導的な役割を果たすべきものを中心に、様々な国際的な議論や取組みに参画してきている。平成15年においては、水及び教育の問題が非常に重要であり、これら議論を積極的に主導してきており、今後ともますますその取組を強化していく必要がある。

環境関連条約については、地球環境問題を「地球規模で共有」することを念頭に、国民の意識の啓発に努めつつ、そのルール作り、条約の締結及び国会での批准を目指すとともに、必ずしも連携のとれていない多くの条約の連関性を強化しつつその施策を実施していくことが必要である。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、予算要求作成の参考とする。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

・外務省『平成15年度版外交青書』

7. 【備考・特記事項】

地球環境問題への取組という施策には、様々な分野での協力推進が含まれており、優先付けを行い、その取組を効果的に行うべく、シナジー（連関性）に努めてはいるが、対象分野がひろいだけにその進捗には差が見られ、効果に関する画一的な評価基準は設定できず、定量的な評価も難しい。また、その効果については短期で図ることは難しく長期に見ることが必要である。また、地球環境問題は、当省を主務省としながらも、多くの関係省庁との連携と協力によってなっており、当省のみの効果を抽出することは難しい。

7 8 京都議定書の早期発効のための働きかけと 全ての国の参加する共通ルールの構築

評価責任者	総合外交政策局国際社会協力部 地球環境課気候変動枠組条約室長 福島 秀夫
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 26 日
<p>1 . 【評価を行う目的】 地球温暖化に対する国際的な取組を強化するための施策についてその概要を示すことにより、国民に対する説明責任の一端を果たす。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】 地球温暖化は人類の生存に関わる深刻な問題であり、京都議定書は地球温暖化防止に向けた国際的取組強化のための重要な第一歩である。京都議定書はロシアが締結すれば発効する状況であり、京都議定書の早期発効を重視するわが国政府としては、ロシアをはじめとする未締結国に対してさまざまな機会を活用して早期締結を働きかけている。また、今後、地球温暖化対策の実効性を確保するためには、世界最大の排出国である米国や京都議定書上具体的な削減義務を負っていない開発途上国が温室効果ガス削減に参加するルールを構築することが極めて重要である。この観点から、わが国は、平成 14 年に引き続き平成 15 年 8 月に第 3 回気候変動に関する日米政府間ハイレベル協議を開催し、京都議定書への米国の参加及び一層の排出削減の努力を求めた。また、開発途上国との関係では、わが国は、平成 15 年 7 月に東京において「気候変動に対する更なる行動」に関する非公式会合をブラジルとの共同議長の下で開催し、今後の排出削減に向けた具体的な行動について率直な意見交換を行った。</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性 地球温暖化に対する国際的取組み強化のための施策は、省庁横断的であるが、地球温暖化問題に関する国内の種々の利害関係を調整しつつ対外交渉にあたっている外務省が主導して行う必要がある。</p> <p>(2) 有効性 平成 15 年においては、エビアン G8 サミット、APEC の際の日露首脳会談など首脳レベルを含め、ロシアに対して早期締結を働きかけたが、現時点でロシアは締結を決定しておらず京都議定書は未発効である。また、米国は京都議定書不支持の立場を崩していないほか、途上国も 12 月に行われた気候変動枠組条約第 9 回締約国会議等の場において将来の排出削減義務に関する話し合いを行うことを依然拒否している。他方、わが国がブラジルと共催で実施した上記非公式会合においては、世界の温室効果ガス排出量の 80% 近くを占める主要な先進国及び開発途上国等の政府関係者が参加し、共通ルールの構築を念頭に今後の排出削減に向けた具体的な行動について率直な意見交換を行い、参加各国より高い評価を得た。</p> <p>(3) 優先性 地球温暖化問題は、その影響がすぐに顕在化するわけではないが、今何らかの防止策をとらなければ深刻な影響が将来必ず現れるという性質を持つ問題である。したがって、京都議定書の早期発効や各国が参加する共通のルール構築といった地球温暖化防止のための具体的な施策は長期的視野に立って優先的に行われる必要がある。</p>	

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

地球温暖化防止に向けた国際社会の取組を強化するための重要な第一歩である京都議定書を早期に発効させることが重要であること、及び地球温暖化対策の実効性を確保するためには、世界最大の温室効果ガス排出国である米国や開発途上国を含む全ての国が温室効果ガス排出削減に取り組むことが必要不可欠であることから、今後も上記施策を継続する。

5. 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果をふまえ、予算要求作成の参考とする予定である。

6. 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

- ・ 外務省「平成 15 年度版外交青書」（平成 15 年）
- ・ 非公式会合「気候変動に対する更なる行動」（平成 15 年 7 月 2 日～ 4 日）
（<http://www.mofa.go.jp/>）
- ・ 第 3 回気候変動に関する日米政府間ハイレベル協議の概要について
（<http://www.mofa.go.jp/>）

7. 【備考・特記事項】

地球温暖化対策は、国内外の多くの主体が関係すること、及び日本国内においても省庁横断的な性格を有するため、外務省の施策による効果のみを抽出して評価することは困難である。また、温暖化対策の効果は即時に現れるものではなく、次世代に及ぶ長い期間を必要とするため、必ずしも短期間に目に見える成果を確認できるものではないことに留意する必要がある。

7 9 国際機関における邦人の参加促進と邦人職員数の増加

評価責任者	総合外交政策局国際社会協力部国連行政課長 南 博
評価実施年月日	平成 16 年 3 月 26 日
<p>1 . 【評価を行う目的】</p> <p>国際機関におけるわが国の人的貢献の推進の状況についてその概要を示すことにより、国民に対する説明責任〔アカウンタビリティー〕の一端を果たす。</p> <p>2 . 【施策の目的と背景、施策の概要】</p> <p>国連等国際機関に勤務する日本人職員数は、わが国の国連等国際機関に対する大きな財政的貢献に比べ著しく少ない状況にある。</p> <p>こうした状況の改善は急務であり、外務省の重点外交施策においても国際機関における邦人職員数を5年間で10%増加させることを目標としている。他方、各国から優秀な人材が集まる国連で厳しい競争を闘いながら海外生活で一生をすごそうとする人材を一朝一夕で増加させることには、現実的な課題もある。このため、邦人職員については、数（量）の増加と、意思決定のラインに当たるポストの確保（質）の双方を念頭に置きつつ、外務省国連行政課国際機関人事センターでは、概要以下の施策を実施してきている。</p> <p>(a)国際機関職員となる人材を大学、民間、各種機関等との協力の下で組織的に育成すると共に、中堅以上の国際機関職員となる人材の発掘に努める。</p> <p>(b)国際機関職員に関する広報及び情報提供の強化を通じ、国内外において国際機関職員を志望する邦人数の増加を図る。</p> <p>(c)総合的外交の一環として、大臣はもとより総理からも国際機関への働きかけを行っていただいている。</p> <p>3 . 【施策の評価の観点と効果の把握】</p> <p>(1) 必要性</p> <p>近年、グローバル化を背景として、国際社会の平和と安全の維持に加え、開発、貿易、環境及び人権・人道問題など、国際的な協力を通じて解決に取り組むべき課題が急増しており、国際機関の果たす役割、国際機関で働く職員の任務と責任も重要なものとなってきている。こうした中で、わが国が国連等国際機関への人的貢献を推進することは、わが国が国際社会に貢献していく上で重要な課題である。また、国際機関の活動分野は多岐に渡り、国際機関勤務を希望する日本人も世界各国に存在することから、関係機関等との密接な連携が必要であるため、外務省が主導する必要がある。</p> <p>(2) 有効性</p> <p>(a) 上記2 . (a)のうち、人材の育成については、AE等派遣制度（国際機関職員志望者を原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積むことにより正規職員への道を開くことを目的とする制</p>	

度)の実施、国連職員採用競争試験や各国際機関が実施する若手育成のためのヤング・プロフェッショナル・プログラム(YPP)への協力を行い、AE等派遣後の採用率が約6割(平成10年度派遣者実績。コンサルタント等短期採用を含む)となるなど国際機関における邦人職員を構造的に増加させる効果をもたらしている。

また、中堅以上の幹部職員増強については、邦人職員の採用を目的とした採用ミッションの受入(平成15年度受入実績:UNDP、WFP、UNESCO)や国際機関の長・幹部及び人事担当者の訪日の機会等を活用した働きかけの他、適格者の国際機関への推薦及びフォローアップ、現職邦人職員の昇格・機関間の異動の支援などを行った。

(b)上記2.(b)については、平成14年度から運用を開始した国際社会協力人材バンクシステムを通じた電子媒体による効率的な情報提供等((ア)外務省国際機関人事センターホームページ(<http://www.mofa-irc.go.jp>)の運営(1月当たりのアクセス件数約3万1000件(平成15年)、(イ)空席情報メール配信サービスの実施(約300の空席ポストの情報を月2回、約9000人に電子メールで送付)、(ウ)ロスター登録(国際機関への就職希望者の経歴等をあらかじめ登録し、個々に合った空席ポストが公募された際に応募を勧める制度)を通じての応募促進)を引き続き実施した。また、大学、セミナー等で国際機関就職説明会を実施(平成15年実績:全国36か所で開催、計約4100人対象。海外においても米国内各地で開催。)したほか、国際機関職員との意見交換会の開催(平成15年実績:全国8か所で約2000人対象)などにより、個々人の国際機関への就職に関する情報提供及び効果的なアドバイスを実施した。

以上の国際機関職員となる人材の育成及び発掘、国際機関職員に関する広報及び情報提供の強化を通じ、国際機関における邦人の参画促進及び邦人職員数の増加を達成した。国連等国際機関における邦人職員増強業務については、国際機関人事センターを中心として、関係課室、各在外公館等が一体となって実施しており、AE等派遣制度については、1人でも多くの派遣終了者が正規採用されるよう、AE等の派遣中から各種フォローや国際機関への採用働きかけを行った結果、高い残留率を示している。また、国連等国際機関への就職に関する情報提供をホームページ等電子媒体により行うことにより、世界中のより多くの日本人に的確かつ迅速に情報を入手できるようになっている。

(c)以上の結果、平成15年1月に557名であった国連システムにおける邦人職員数は、平成16年1月には約610名(内定を含む)と増加し、また、ユニセフの事務局次長に初めて邦人が就任する等の結果を出している。

(3) 優先性

国際機関における邦人職員増強問題については、わが国が国際貢献を進める上でも重要な施策であるだけでなく、国会でも取り上げられるなど国内的にもその改善について一層の努力が求められており、わが国の国際協力分野における政策として優先的実施が不可欠である。

4. 【評価の結果】

(1) 施策の継続 (2) 施策の改善・見直し (3) 施策の廃止、中・休止 (4) その他

国際機関における邦人職員増強は外務省の重点外交施策の1つとされており、邦人職員数は増加傾向にあるものの依然として国際機関に対する財政的貢献に比べ、著しく少ないことから、今後も同施策を継続・強化していく。

5 . 【今後の予算、機構・定員要求の方針への反映】

施策を継続するとの評価結果を踏まえ、AE等派遣制度の実施、国際社会協力人材バンクシステムの運営等、当施策の実施に資する事業等を引き続き実施できるよう予算要求を行う予定である。

6 . 【政策評価を行う過程において使用した資料等】

・国連事務局 *Composition of the Secretariat, A/58/666, 2003*

7 . 【備考・特記事項】

国際機関におけるわが国の人的貢献の推進については、多くの主体が関係することから、外務省による施策による効果のみを抽出することは困難である。また、人的貢献の推進の成果をはかるには、長期的な視点が必要であり、また、具体的数値等で正確に表すことは困難であるため、必ずしも短期目で目に見える形でその全てを確認できるものではないことに留意する必要がある。

